

原子力事故再発防止顧問会議（第1回）議事録

日時：平成23年10月4日（火）13：30～15：30

場所：合同庁舎4号館123会議室

議題：

（1）原子力安全規制に関する組織について

（2）その他

出席者：

松浦祥次郎	公益財団法人原子力安全研究協会評議員会長（座長）
飯田哲也	NPO法人環境エネルギー政策研究所所長（委員）
飯塚悦功	東京大学大学院工学系研究科特任教授（委員）
井川陽次郎	読売新聞東京本社論説委員（委員）
川勝平太	静岡県知事（委員）
北村正晴	東北大学名誉教授（委員）
首藤由紀	株式会社社会安全研究所代表取締役所長（委員）
鈴木基之	東京大学名誉教授（委員）
住田裕子	エビス法律事務所弁護士（委員）
高橋滋	一橋大学大学院法学研究科教授（委員）
細野豪志	原発事故の収束及び再発防止担当大臣
中塚一宏	内閣府副大臣
園田康博	内閣府大臣政務官
森本英香	内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室室長
荻野徹	内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室副室長
櫻田道夫	内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室副室長
坪井裕	内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室副室長

<開会>

森本室長

それでは、時間になりましたので、会議を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

早速でございますけれども、開催に当たりまして細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣よりごあいさつをいただきます。

細野大臣

委員の皆様には、本当にそれぞれ大変なお役を受けておられる中でこうした顧問会議に御参加をいただき、御快諾をいただきまして本当にありがとうございます。

原発事故の収束、そして再発防止を担当しております細野豪志でございます。どうぞよろしく願いいたします。

もう皆様には改めて申し上げるまでもありませんけれども、3月11日の原発事故を受けまして、これをどうしっかりと収束をし、そして再発を防止していくかというのは今の我が国にとって、そして野田政権にとって最大の課題となっております。特に原子力規制、安全、そういった面においては、今の我が国の政府の体制というのは国民からの信頼を失ってしまっています。こういう状態の中で再発を防止するというのは、これは極めて難しい。やはりこれはしっかりと改めていかなければならないというのは、もう国民のコンセンサスになっているのではないかと、そのように考えております。

そこで、来年の4月には新しい原子力安全機関を立ち上げるべきだと、こういう考え方の下で準備室をつくりまして、現在作業を行っているところでございます。12月までという極めて限られた時間の中で、しっかりとした方向性を出すという難しい作業でございませぬけれども、これを我が国の政府としてはしっかりとやり切りたい。

しかし、そのときにやはりそれぞれの専門的な知見を持っておられて、これまでの原子力行政についてよく御存じの方、または原子力行政の問題点をよくわかっておられる方、そういう方々にメンバーに入らせていただいて、しっかりとそうした声を受け止めた上で新しい原子力行政の在り方を提示することが大切ではないかと、そのように考えた次第でございませぬ。

それぞれの皆様に私どもの方からお願いを申し上げましたところ、快く引き受けていただきまして、本当にすばらしいメンバーの皆様にお集まりをいただいたと、そのように考えております。

また、松浦先生には座長という難しい役も引き受けていただきまして、こうした顧問会議の全体のとりのまとめをお願いをするということになりました。重ねて皆様に感謝を申し上げたいと思っております。

会議を始めるに当たりまして、私の方からこの原子力安全規制をこれから変えていく中で5点、私どもが考えていることがございますので、そのことを冒頭で申し上げたいと思っております。

まず第1点といたしましては、原子力安全の独立性をしっかりと確保するというところでございませぬ。これまでのように、推進側と分けることができない体制では、これはとても安全規制というものをしっかりと確保することができませんので、まず目的の第1に独立性というものを据えていきたいと思っております。

続きまして、「一元化」でございませぬ。これまで原子力の安全規制に関するさまざまな部門というものがあつたわけでございますけれども、必ずしも責任体制が明確でなく、そしてそれが結果として今回の事故につながった部分があるのではないかと私どもは考えております。したがって、安全規制の一元化をして、オールジャパンでしっかりとした規制をしていく。これを、2つ目の目的に掲げております。

そして3点目でございませぬけれども、「危機管理」を目的に掲げております。これは言うまでもなく、今回のような事故が起こった場合にどれぐらい機動的に、そして迅速に対応できるか。しっかりと国民の安全を守るか。この面においても、やはり反省が必要ではないかと考えてございませぬ、しっかりと危機に対応できるような強い組織をつくっていきたくと思っております。

そして、4点目でございませぬけれども、人材というものを考えていかなければならない

と思っております。この3月11日の事故の前も、原子力の分野では専門家の育成というものは必ずしも十分行うことができない状況になっていた部分がございます、この人材の確保というのは従来から問題になってまいりました。その上で、今回こういう事故が起こっております、ますますこれからは人材の確保が難しくなるのではないかと、そんなふうに考えております。人材なくして安全規制をしっかりとすることは不可能でございますので、いかに人材を確保し、そしてしっかりとした規制をしていくか。このことも大きな目的として、検討対象として加えていきたいと思っております。

そして最後に、これは言うまでもないことでございますけれども、そうした組織改変をする中で安全規制を強化していかなければなりません。中身の問題でございます。これは、これまでの安全規制で足りなかったところがどこにあるのか。1つシビアアクシデントに対する対応を取っても、必ずしも十分な対応ができていたとは私どもは考えておりません。そうしたことも含めて、いかに安全規制を高めていくか。このことを、5点目の目的として今回据えさせていただいております。

恐らくその5点の目的については多くの皆さんに御理解をいただけるのではないかと思っておりますが、この目的を達成するためにどういう安全の規制の組織をつくっていくのか。ここは恐らく、それぞれの皆さんでさまざまな御意見があるのではないかと、そのように考えております。

私も、この顧問会議にはでき得る限りフルに参加をさせていただいて、皆さんから率直な御意見を聞かせていただこうと思っておりますので、今日は1回目ということでございまして若干こちらからの説明の部分が長くなるかもしれませんが、是非とも皆様の率直な御意見をいただき、来年の4月には日本の原子力行政が変わったと言われるような組織づくりには是非とも皆さんお力を貸していただけますように、心よりお願いを申し上げます。

冒頭に当たりまして、この問題を担当する責任者としてごあいさつをさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

森本室長

ありがとうございました。

それでは、報道関係者の皆様方におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

森本室長

それでは、ただいまの大臣のあいさつの中でもありましたように、顧問会議の座長は松浦委員にお願いすることにしております。ここからの議事進行は、松浦座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

松浦座長

ただいま大臣から、この顧問会の座長役をするようにという御指示をいただきました松浦でございます。

非常に大切な会議でございます。この会議をちゃんと最も有効なものに運んでいくだけの力量があるかどうか、私自身は非常に自分自身として懸念するものでありますけれども、しかし、先ほどの大臣のごあいさつにもありましたように、この5つの重点でございますね。これに関しまして、皆様方からの御意見が最も適切な形で、かつ最も有効なうちに働かせることができるように、この会議の内容が豊かなものになるように最大限の努力をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

今日の会議でございますが、第1回目でございますので、最初にそれぞれの委員の方々から自己紹介をお願いいたしたいと思っております。時間が限られておりますので、大体お1人1分ないし2分以内ということでお願いいたしたいと思っております。

それから、お手元の議事次第にありますように、配布資料がかなりたくさんございます。これは、今後の会議を進めていく上での基礎的な資料として重要なものだと思いますので、会議の時間は約2時間が予定されておりますが、その前半をこの資料の説明を事務局からしていただくということに充てたいと思っております。それで、後半の60分程度をそれぞれその説明された資料について、あるいはそれぞれの委員の方々の、先ほど大臣からもありましたように、原子力安全確保という観点からの御意見等をいただければ幸いです。

そういうことで今日は進めたいと思っておりますが、そういうことでよろしゅうございますか。

(委員 異議なし)

松浦座長

では、そのように進めさせていただきます。

それでは、最初に私の自己紹介でございますが、私は恐らくこの中で最年長ではないかと思っております。今年から後期高齢者になりましたので、もはやこういう会議の座長を引き受けるような年齢ではないのですけれども、御指示をいただきましたので務めさせていただきます。

年齢からおわかりのように、私は大学に入ったのが昭和29年でございます、そのときにはまだ原子力を専攻する講座は日本中どこにもございませんでした。しかし、私はそれよりもずっと小さいというか、むしろ中学ごろから放射線とか、あるいは原子力、原子核物理ですね。そういうものに関心を持ってしまして、是非そういうところに進みたいと思っております、幸いそのころから日本が本格的にそれに進むことになったということもありまして、たまたま大学院が京都大学に原子核工学ができたのでそこへ入り、その後、日本原子力研究所で四十数年にわたって研究開発あるいは研究所の管理等を務めました。

その後、原子力安全委員会で6年間、務めさせていただき、その後は現在の原子力安全研究協会で安全に関する調査研究を進めていっているところでございます。

今回の事故に関しましては、私の経歴から反省しましても非常に忸怩とした、まさに遺憾の思いでずっと心が占められているわけでございますが、何か今後の安全確保に役立つものがあればということで力を尽くしたいと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

それでは、次に席順でまいります。

北村委員

私は、東北大学の北村と申します。

基本の立ち位置でございますけれども、私自身は原子力の教育と研究に40年以上従事してまいりました。松浦委員長ほど長くはないのですが、原子力業界の人間として過ごしてきたと思っております。したがって、今回の事故についても大地震も極めて痛恨の思いは当然でございます。社会に対してどのような形で今後関わったらいいか、悩むところも大だったわけですが、今回はお声をかけていただいたので参加させていただくことにしました。

というのは、私はJCO事故の後、今まで約10年間、市民と専門家、原子力専門家の対話という活動は繰り返し実施してきております。主として、立地地域でそういうことをやってきました。

その中で、今この時点でこれを言うちょっと言い逃れみたいに聞こえると嫌なのですが、私自身は専門家は市民に説明する責任を当然持つ。そして、市民は説明を踏まえ、市民間での討議を深めて決定する、あるいは市民の代表者である行政、政府の方が決定する。これは当然だというふうにいつも主張してまいりました。そういう立場は、今回の事故を経験した後も変わっていないつもりでおります。

現在、メディアの上でこれだけの事故を起こしてしまった以上、脱原発という意見も当然たくさんあるわけですが、それとは別に安全が極めて大事だ。これからも大事だという御意見もあるわけですが、それに対して何ができるかということを考えております。

言うまでもなく、規制の在り方も市民への説明責任を重視したものとなるべきだというふうを考えます。

これは先の議論になると思っておりますけれども、許認可としての規制と、監査としての規制ということがあると思っておりますが、そういった役割も明確に規定すべきだろうと考えております。そのことに関して、今後、委員の先生方と意見交換させていただきながら何か成案につなげていければいいと考えている次第です。以上でございます。

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、次をお願いします。

首藤委員

社会安全研究所の首藤と申します。

私は大学時代に心理学を勉強いたしまして、それ以来ずっと事故や災害と人間や組織との関わりについていろいろと調査研究等をさせていただいてまいりました。

原子力についても、JCO事故よりも以前から原子力防災についていろいろとお仕事をさせていただいておりましたし、原子力以外の地震ですとか津波や火山災害対策における災害対策本部の意思決定や情報伝達についても、いろいろと研究させていただいております。

この中では比較的若輩者ではございますけれども、いろいろと勉強させていただきながら、少しでも今後の安全の在り方について寄与できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

松浦座長

ありがとうございます。

それでは、次に鈴木委員お願いいたします。

鈴木委員

鈴木基之と申します。私は出身は化学工学ですが、大学を終えましてから環境の問題を主として手がけております。東大を2001年に退官いたしました。少しその前から国際連合大学というところの副学長を5年ほど務めまして、その後、放送大学、そして放送大学をこの3月に専任としては退任いたしております。環境問題に大変私自身は関心がございますが、環境省の方では中央環境審議会の手伝い、まとめ役をさせていただいております。

今回の原子力の事故というのは、私たちにとっても大変驚きではございましたが、やはり、こういうことが起こっているいろいろなことが見えてきたということもあって、ある意味では国の例えば縦割りの仕組みであるとか、あるいは国民の立場でこういう巨大な事業というものをどう動かしていくのかをどういう形で見ているか、そしてそれを遂行していくのか、考え直す非常にいい機会ではないかと思われました。

事故が起こった直後から、専門家の方々も大変御苦労があったと思いますが、メルトダウンがあったのか、なかったのかとか、いろいろな情報が非常に錯綜しまして、一体どこが国としての情報中枢になっているのかというようなところもわからない。そういう意味で、この安全庁を今度お考えいただくというのは非常に適切なことだろうと思えますし、これが国民の側からしっかりと信頼感を得るものとならなくてはいけない。

大学の研究者も、この事故以降、国民からある意味では信頼を失っているというようなところも、私自身も大学に長くいた者として反省いたします。残念ながら、原子力に関して発電を主とする高度成長時代のパラダイムがそのまま温存されてきてしまったというようなところに問題があって、やはり今後日本がどういう国をつくっていくのかというような観点から、しっかりとエネルギー政策も見直していかれることと思えますが、特に原子力に関しては一般市民、一般国民の真意の上でどういう形が必要か。幸いなことに、環境行政はそういう視点でこれまで動いてきたと思えますが、そういうような経験を通じて、是非安全庁も環境省のもとでいいものができればと、そのように願っております。

微力ですが、お手伝いをさせていただきます。

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、住田委員お願いします。

住田委員

弁護士の住田でございます。

1分間ということですが、ちょっと長くなるかもしれませんが、つい先日、先々月ぐらいに原子力安全委員会の割合大きな基準策定委員会の中で辞任したばかりでありまして、そのときのことを繰り返し申し上げたいと思えます。

私自身、弁護士になりましてからメディアに出ている女性ということで、そういう意味では説明責任の一端をお手伝いできるかということで、原子力の関係の委員会に入り始めました。当初は自然エネルギー、再生エネルギーに非常に魅力を感じておりましたので、日本はこちらの方向に行くべきだと思っておりましたが、いかんせん現実として日本のエネルギーがなかなか厳しい状況の中では、原子力というのは究極の選択というか、やむを得ない選択というか、必要悪とまで言うては失礼かもしれませんが、そういう状況の中で選択せざるを得ないということを個人的に思いました。

私自身は本業が別にあり、経済的にも、それから気持ちの上でも、立場上も原子力ムラには入っていないつもりでありますし、経済的には全くそこは一線を画するというような仕事をしてまいったつもりであります。

しかしながら、幾つかのお手伝いをしたことも事実でありまして、また原子力安全委員会にも入っておりましたので、そういう意味では今回の事故については先ほど痛恨という言葉がありましたけれども、私自身、これまでの在り方に対して内心忸怩というか、どうあるべきかという根本的な見直しを考え、かつ責任の一端も感じていたわけでありまして。

そして、実際に基準策定委員会が第1回、事故後初めてだと思えるんですけども、委員長もお越しになったときに、とにかく基準づくりに入りましょうというふうなことを言われたときに大変な違和感を感じました。

まず、原子力発電所はどうあるのか。脱原発、減原発、脱原子力依存、脱原子力発電依存をやるというような流れの中で、細かい技術的な基準づくりをやるというようなことをやる前にもっと見るべきものがあるのではないかと。その反省がちっとも見られないで、粛々と委員会の審議が始まることに対して極めて強い違和感を感じたことが1つです。

それから、当時、浜岡原発が政治主導で、もうツルの一声で決まりました。では、何だろう。原子力安全委員会のこの仕事というのは何なんだろう。そういう意味では、今の政権の政策、意思決定、それから実際の遂行過程に関して民主的なかどうかよくわからない。そういう意味でも大きな疑問を持っておりまして、痛切にこの痛みを感じる人にこの基準づくりにも入っていただいているいろいろなことを言っていたきたいということで降りたわけでありまして。

それを降りて、今回なぜこの火中の栗を拾うような推進派と見られる人間として、こういうところに入ることにについてどうかと思ったのですが、今回の政権で1つ私としてはやはり野田総理の所信表明その他を見ましても、中長期で原発依存度を可能な限り引き下げるということをおっしゃった。これは私の本音としては非常に合致しておりましたし、安全性の検証を確認した原発を再稼動する。これは今の経済状況の中で、私も経済状況の中で仕事をしている人間でありますので、日本が元気になって雇用がきちんと確保できないとすべてのものが夢物語になると思っておりまして、そういう意味では当面再稼動はやむを得ないであろうというふうな姿勢を政権が見せられたので、それならば今度やるのであれば絶対に問題のない、間違いを残さないように、人間ですから過ちは起こしますけれども、それでもきちんとした形で私ができることに対して御意見を申し上げていこうというふうに考えております。

こういうふうな辛口のことを言う人間でございまして、嫌になったら先ほどの原子力安全委員会と同じような形でどこかでリタイア、逃げるかもしれませんが、辞めるかもしれ

ませんが、少なくとも意見だけは申し上げたいというふうに感じております。

今の政権で意思決定がばらばらで、そういう意味でいくと国民に対して説明責任が果たせないような状況が続くことであれば、私としてはこの政権の一部のこういう行政の中にくみすることをしたいとは思いませんが、今のところ一縷の期待だけは持っている、偉そうですけども、言わせていただきたいと思います。以上です。

松浦座長

ありがとうございました。最後まで、どうぞお逃げになりませんように。

それでは、高橋先生お願いします。

高橋委員

一橋大学の高橋でございます。専門は行政法でございますが、行政法というのは非常に幅広い分野で、専門があつてないようなものでございますが、原子力安全規制以外には公務員制度改革とか地方分権なども研究させていただいております。

ただ、その中で今、申し上げましたが、安全技術の法システムと申しますか、そちらに私は興味を若いころから持つておりまして、いかに安全管理や危機管理のシステムを合理化していくのか。法というものを通じて合理化していくのかということを考えてまいりました。

その関係で、今回残念な形で発動されました原子力災害の特別措置法の制定準備とか、更にはJCO事故の調査委員会などにも入らせていただきましたし、最近では住田先生と同じ形でございますが、原子力安全委員会の専門委員としても規制に関与させていただいてまいりました。

そういう意味で、今回の事故は住田先生と同様でございますが、システムの合理化という形で事故が起きないようにということを私自身努力してきたつもりなのですが、その努力が至らずにこういうことになってしまったということでは、反省感に満ちております。

ただ、そうは言っても原子力発電所は動いているわけでございますし、将来どうなるかわかりませんが、今後何十年か続くという中で、その安全システムをこれまで以上に高めるといふ努力はやはり必要だと現在私は思っております。そこで、後始末の意味でも原子力損害賠償紛争審査会の委員もやらせていただいておりますし、更には今回の会議にも参加させていただいた次第でございます。

そういう観点から、私の普段考えてきたことを含めて、少しでも合理的かつ国民の信頼のおける法システム、安全システムをつくり上げたいということで頑張つてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、飯田委員お願いします。

飯田委員

環境エネルギー政策研究所の飯田と申します。

私はこの中で割と原子力政策に批判的だということで突っ込まれたのかもしれませんが、基本的にここでは余り原子力の政策論を展開するつもりは勿論ありませんで、あとは原子力ムラという言葉の造語者だということでも知られていまして、私が原子力そのものに携わったのは20年くらい前までで、そのころのさびついた知見を掘り起こしながら、もともと私は京大で松浦さんの孫弟子くらいになりますが、いろいろ貢献させていただければと思っています。

まず、1つは福島との関係で言うと、あそこの福島第一に鎮座している乾式中間貯蔵施設ですね。あれは私が電中研にいるときに基準づくりに携わって、神戸製鋼に戻ってそのプロジェクトマネージャーとして関与した人間なので、1つはそこら辺りの安全基準のつくる側と、その安全審査の実態をわざわざですけども経験しているということと、それからIAEAの放射性物質輸送規則は私がほとんど電中研時代にやっていたので、IAEAのルールづくりと日本のルールづくりのずれみたいなところは少し今でも使える議論かなと思っています。

大きくは、市民社会にもずっと私は軸足を置いてきていますので、後で私は1枚紙を出しているので議論の時間に少しまた話す機会があればと思いますが、原子力ムラの特徴として、建前論と実質論がどんどん乖離して、今回の事故というのは実質を置き忘れて建前が暴走した結果、ぶち当たった事故という側面があるんじゃないかと思っています。今回も形式的な組織づくりや人ではなくて、本質や実質の安全性のところはどうなんだという部分を突っ込んでいかないと、また同じ過ちを繰り返すんじゃないかというのが1点です。

それから、合理性がやはり必要だと思うんです。これは単に規制を簡略化すればいいという都合のいい合理性ではなくて、極めて無駄な官僚主義の一方で、肝心かなめのところがすっからかんに空っぽになっているような、そういう安全規制の実態がある。そこをどう埋めていくのか。やはりリアリティとか実質論に戻っていかなければいけないと思います。

それから、やはり保安院がやらせで安全再稼動を促していたかのような、ああいうことはもう容認できないというか、市民社会に軸足を置いてどういうふうに安全規制を独立の知性を高めていくのかということがやはり必要だと思いますので、市民社会に軸足を置いた、まさに言葉だけの安全ではなくて、本当に安心できる安全性というか、合理性と市民社会と原子力ムラみたいなのところも織り交ぜながら議論させていただければと思っています。よろしくをお願いします。

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、飯塚委員をお願いします。

飯塚委員

東京大学の飯塚です。専門は品質、品質管理です。日本の工業製品の優秀さを基盤とする経済高度成長のときに品質立国ニッポンとか言われましたけれども、その方法論を支えたような分野についていろいろやってきました。

そこで重要なことは何かというと、お客様の方を向く、ここで言えば国民を中心に置く

ということです。それから安全・安心というか、本当に安心して買えるようなものを提供することです。品質保証という言葉を使いますが、本当にいい製品であって、初めからいいものを出すようにし、何かあったらすぐにそれを満足できるように直していく。その方法、原理をきちんと自分のシステムに反映していく。さらに、良いものであることをお客様にわかっていただく方法論のようなことをやってきました。

それが10年ぐらい前、東電の不祥事の後で原子力規制に関して技術的要件ばかりではなくて、その技術を活かしていくためのマネジメントということを取り入れたいということで、規制の在り方を少し変えました。そのとき私はISO9000というのをやっていたので、それを取り入れたいということで、電気協会での品質マネジメントシステムの基準づくりなどをやってきました。このように、マネジメントの重要性みたいなものを強調していくような立場にいました。

さらに、工業製品でもそうなのですが、きちんとしたものを出し続けることができるために組織としてどういう能力を持っていなければいけないか。これには技術的能力もマネジメント能力も人間の能力もあるし、その組織が持っている文化、風土もあります。どんな能力を持っていなければいけないのかということについて、いろいろ検討してまいりました。

どこまでできるかわかりませんが、それをここで活かしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、席の順番で申し訳ないですが、御担当の園田政務官をお願いします。

園田大臣政務官

失礼いたします。細野大臣の指導の下で、後ほど参りますけれども、中塚副大臣とともにこの原発事故収束、そして再発防止の担当をさせていただいております政務官の園田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

大臣からも先ほど申し上げさせていただいておりますけれども、やはり国民の信頼を取り戻す、その第一歩がこの安全庁であるというふうに私も認識をさせていただいております。

先ほど住田先生からお話がありましたけれども、人間は失敗する状況もございますが、やはり同じ失敗を繰り返してはならないというふうに私は心得させていただいているつもりでございます。そのためにも、先生方の御知見をしっかりとお聞かせいただき、そして御指導いただきまして、この安全庁、新しい規制機関としての安全庁のスタートのために、私も細野大臣の下で全力を尽くしたいと思っておりますので、どうぞ御指導のほどをよろしく願い申し上げます。

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、井川委員をお願いします。

井川委員

読売新聞の井川と申します。

論説委員というものをしています。論説委員というのは、基本的には社説を書いています。それで、私は論説委員で、うちにも20人くらいいるんですけども、科学部の出身でして、基本的に科学技術を担当しております。原子力についても、基本的にはエネルギー政策というよりも技術面に視点を置いたものを書いております。特に福島事故以来はこの収束とかいろいろなことについて書かせていただいておりますが、基本的には今回の福島のことについて言えば地震・津波以降の重大事故に至った経緯についてはよくわからないことが多いなというのが正直な感想でして、当面それについてここで論じるということはないんだと思います。

ただ、ここに来たのは多分社説を書いていたからというよりも、技術に関わってきたということで、原子力の規制面では随分いろいろなところに顔を出させていただいております。保安院の委員会等で、特に放射性廃棄物であるとか、それから再処理工場の稼働等の規制について随分口を挟ませていただくというか、委員会等に参加させていただきました。社説ではなかなか名前を出さないんですけども、そこでかなり辛口なことを言うものだから、うちの新聞は余り取り上げてくれないんですが、朝日新聞の方の青森版か何かにはすごい手厳しいことを言っているということでクオート（引用）されたということが結構あります。

ただ、本業の中で、規制の分離については去年、原子力委員会が原子力政策大綱の策定会議をやったときの冒頭にも、今回の原子力政策大綱では、こういうことを言うと細野さんに怒られそうですけれども、民主党政権は当初は事故前は随分原子力推進ということでかなり強力に推進されていたので、私はまさにこういうときこそ分離が必要なのではないかと、両輪を強化しないといけないということで、政策大綱の当初に社内外ではちょっとひんしゅくを買っていましたが、ここで規制の分離を議論しろというようなことを訴えさせていただいたという経緯があります。

そういったこともあって、今回規制を分離するというについてはある意味素人なんですけれども、意見を言わせていただきたいと思いますと思うのですが、一番懸念していることは、これは設置法案とか、結果的には法律とかになるんでしょうけれども、国会の中での議論で、現在の政治状況の中で、この法律というものがすんなり通るのかということです。こんなことは私に言われるまでもなく政治家の皆さんは深く御認識だとは思いますが、できれば今回の議論の中でそういった論点については少なくとも言及し、その報告書の中で一定の考え方が出ることによって、できればその幅広い御理解を得て、法律というものがちゃんと通って、スムーズに新たな規制体制というものに移行できるような議論ができればいいなと思っている次第です。どうかよろしくお願いします。

松浦座長

それでは、川勝委員お願いします。

川勝委員

静岡県知事の川勝平太です。

3.11 以後、細野大臣は、首相補佐官、また福島原発事故対策統合連絡本部を担当して、事故現場や事故状況について安心感のある説明をされてきており、この度、原発の担当大臣になられたのは適任であり、ただ今紹介された5原則は一々ごもつともな事とお聞きしました。

静岡県には、御承知のとおり、浜岡原発があります。それにも増して1976年に東海地震説が出て、2年後には東海地震は確実に起きると政府も認識し、以来30年間余り、毎月のように防災訓練をしてまいりました。防災先進県です。

私は、防衛と防災とは同レベルの重要さがあると思います。かつて防衛省は防衛庁でございました。来年に設置予定の原子力安全庁は、防災において、旧防衛庁に匹敵する組織になるように期待しています。

私の原発事故に対する基本的スタンスは、3.11以後、6か月半余りになるのに福島第一原発の収束ができていない、この歴然たる事実を前に、日本で原子力事故が起きた場合、事故処理技術に欠陥があるというものです。また例えば損害賠償だけで東電が支払うのは2年間で4兆5,000億、更に福島原発の廃炉に1兆2,000億円、合わせると6兆円近くなり、日本の防衛予算よりも1兆円余り多い。マイナスの出費です。事故処理面では、技術的にも経済面でも、原発の抱える問題は極めて深刻です。

原発の規制面で欠落していたのは、先ほどあげられた五原則の一つ「独立性」、危機管理の一元化、危機管理能力の不足でした。更に、人材の有機的な実力発揮できない状況をきたしました。

このような惨憺たる現状を踏まえて、私は浜岡原発の再稼働に対しましては、中央政府が規制基準を示されても、その順守だけで再稼働ができるとは思いません。県民380万人を守ることから、先の五原則を、県レベルで徹底します。すなわち独立性をもち、指揮系統を一元化し、危機管理を重視し、そのシステムを県自らが整え、独自の人材で、規制をしていくという姿勢です。浜岡原発は、東海道のど真ん中にあり、福島第一原発並みの事故がおこると、警戒区域が20kmになりますが、その圏内に東名、新幹線、飛行場、御前崎港などがございますが、そこが通れなくなり、日本は分断されます。

そうした観点から、細野大臣と同じような気持ちで、浜岡原発という現場における事故防止策を整えるつもりで、今回のこの規制に関わる委員会に加わりました。以上でございます。

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、最後になりましたけれども、中塚副大臣からお願いいたします。

中塚副大臣

どうも大変遅参をいたしまして申し訳ございませんでした。今般、事故再発防止顧問会議の先生方におかれましては、お忙しいところお引き受けをいただきまして、私の立場からも御礼を申し上げる次第であります。

いろいろな課題があるわけなのでありますけれども、特に今般の事故の経緯からどういったことを学び、今後活かしていくのかということについて、規制の在り方、または組織の在り方について、先生方から御意見を頂戴できればと思っています。細野大臣、園田政務官とともに、皆さんと一緒に議論を深めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、議題に入ろうと思いますが、その前に事務局より資料の確認をしていただきまして、特に問題がなければ説明に移っていただきたいと思っています。

坪井副室長

資料の確認をさせていただきますが、議事次第、座席表、委員名簿に続きまして、大臣が冒頭ごあいさつされました5つの点に関します論点メモということで、「原子力安全規制に関する組織等の改革—基本的な考え方と検討課題」というペーパーをお配りさせていただいております。

その後に、資料1から7と続いております。

また、参考資料1と参考資料2はIAEAへの報告書でございますが、これはホームページなどで公開されている資料でございますので、恐縮ですが、委員のみの配布とさせていただきます。

その下に、飯田委員から本日提供のありました資料1枚紙をお配りさせていただいております。以上でございます。

松浦座長

資料は特にお間違いはないですね。

それでは、御説明をお願いします。

坪井副室長

それでは、資料の方の御説明に入りたいと思います。

まず資料1でございますが、この「原子力事故再発防止顧問会議の開催について」ということを決めました内閣官房長官の決裁のペーパーでございます。原子力安全規制に関する組織の在り方、原子力安全規制強化の在り方について検討をいただく。御意見を聞くことを目的として開催されるという会議でございます。あとは構成等についてはここに書いてあるとおりでございます。

続きまして資料2でございますが、この「顧問会議の運営について(案)」ということでお配りしております。

会議は原則として公開とする。

会議の配布資料、議事録等は原則として、公表する。これらは会議終了後、内閣官房ホームページにて公表するということが、議事録につきましては委員の確認をいただきまして、会議終了後1週間を目途として公開をするということにしたいということでござい

す。

また、会議は原子力安全規制に関する組織の在り方、原子力安全規制強化の在り方について幅広く意見を募集するということで、この会議での検討の参考に資するという観点から、意見を内閣官房のホームページにおいて募集を行うということとを並行してやりたいということでございます。

会議の傍聴につきましては、事務局が登録、受付を行い、必要な誘導、指示を行うということで、恐縮でございますが、裏の方の別紙に「傍聴の際の留意点」というものをまとめさせていただいているところでございます。

簡単でございますが、このような案で進めさせていただければということとお配りをしたものでございます。

松浦座長

特に今のような考え方で全体としての進め方をとりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(委員 異議なし)

<議題1：原子力安全規制に関する組織について>

松浦座長

それでは、続けてお願いします。

坪井副室長

それでは、内容について御説明に入りたいと思います。資料の3から7を使いまして御説明したいと思います。

これは、時系列的には資料7の「IAEA に対する日本国政府報告書」、これは本年6月に提出したものでございますが、ここで安全規制組織の在り方等の見直しも含めまして、28の教訓というものが掲げられております。

これを受けまして資料3と資料4でございますが、これも資料4の方が実は時系列的には早くて8月12日ということでございますが、今回の資料の順番に沿ってまず資料3の方から御説明させていただきたいと思います。

8月15日の閣議決定ということで、「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」というものでございます。この改革の進め方を決めたものでございまして、これは2つに分かれておりますが、「当面の安全規制組織の見直しの方針」、そして次のページにあります、「今後の原子力・エネルギー政策の見直しや事故の検証等を踏まえた安全規制組織の在り方の検討」、このような2段階になっております。

まず最初の方でございますけれども、ここにつきましては冒頭、細野大臣からもお話がありました5つの原則ということがこの1から5に掲げられております。

まず「規制と利用の分離」という観点から、原子力安全・保安院を経産省から分離いたしまして、原子力安全委員会の機能も統合して環境省にその外局として原子力安全庁(仮

称)を設置するというところでございます。

2点目は、原子力安全規制に係る関係業務を一元化するというところでございまして、ここには例えば原子力安全庁においては原子炉や核燃料物質の使用に関する安全規制や核セキュリティへの対応、また SPEEDI、これは拡散予測のシステムでございまして、この運用を含めまして環境モニタリングの司令塔機能を担うということでございます。

3点目でございますが、事故発生時の初動対応その他の危機管理を原子力安全庁の重要な役割と位置づけて、そのための体制整備を行うこと。

4点目は、質の高い人材の育成の確保に努めるということ。

5点目は、今回の事故を踏まえた新たな規制の仕組みを導入するなど、規制の在り方や関係の制度の見直しも並行して行うということ。この5つでございます。

スケジュールとしましては、この原子力安全庁を設置するために必要な法律案の立案等の準備を内閣官房で行いまして、来年、平成24年4月の設置を目指して作業を行うということでございます。

なお、留意点ということになります。今回の福島原子力発電所の事故に関しましては事故調査・検証委員会が別途開催されておりますが、そこで組織の在り方に係る検証結果が示された場合にはそれに柔軟に対応するということが書いてございます。

また、2点目の方でございますが、今後、中長期的な原子力政策やエネルギー政策の見直し、更に事故調査・検証委員会による検証が行われる予定でございます。検証委員会の方については、今年の12月に中間的なとりまとめを行うという予定が発表されておりますが、来年も引き続き行われる予定になっております。

そういったことも踏まえまして、こうした政策の見直しや検証の結果を含めた、より広範な検討について検討を進め、新組織が担うべき業務の在り方及び実効的で強力な安全規制の組織の在り方については、平成24年末を目途に成案を得ると、このような形で来年の活動も規定をしているところでございます。

ここまでが8月15日の閣議決定ですが、その3日前の8月12日に10人の関係閣僚の方、これは総理も含めてでございますが、それで関係閣僚了解ということでまとめられたのが資料の4でございます。重複するところをなるべく省略して御説明したいと思います。

まず1点目の「基本的な考え方」は、まさに先ほどの5点が書いてあるものでございます。

2つ目の「新組織の設置」以降でございますけれども、2ページの方をごらんいただきますと、ここは国会の関与の仕組みを設けること。それから、原子力安全委員会についてはその中核的機能であったダブルチェック機能については意義が薄れるのでその位置付け・役割の見直しを行うこと。

一方、専門的知見を活かした助言や意見の申出を行う機関が必要であるという観点から、原子力安全審議会(仮称)を設置するということがあります。

それから、「新組織の任務・所掌」でございますが、原子力安全・保安院の原子力安全規制に関する規制は引き継ぐ。

原子力安全委員会の業務を新組織が一体的に行う。

そして、事故発生時の初動対応、危機管理、これも重要な役割として位置づけるということがあります。具体的には、平時からも事故発生を想定した指揮命令系統の明確化や訓

練を担うような体制、これは「緊急事態専門官（仮称）」の新設ということをおっしゃっています。

また、地方組織の充実ということも重要性を指摘しておられます。

また、原子力災害対策特別措置法の中でこの新組織の担当大臣、具体的には環境大臣はこの本部の副本部長として同本部の司令塔になるということがございます。

そのほか、他省庁が所管しております原子力安全業務、これも新組織が一体的に扱うということで、試験研究炉、船用炉原子炉、そして核燃料物質等の使用に関する規制も一元化をするということがございます。

また、「核セキュリティ」、これは実際に原子力委員会で検討などが行われていますとともに、核物質防護という規制があるわけですが、そういったものも新組織が担うということがございます。

続きまして3ページでございますが、そのほか今般の事故を踏まえた新たな課題への対応ということで、まず環境モニタリングについては司令塔機能を組織が担うこと。

それから、今後発生する事案に対する事故調査・検証は新組織の所掌とすることなどがございます。

それから、(3)は「地方における体制整備」の強化の話。

また、4点目は支援機関の話ということがございます。現在、独立行政法人の原子力安全基盤機構、JNESということが実際の規制業務で重要な役割を果たしておりますが、これらの組織も新組織、具体的には環境省の所管にするということがございます。

あとは、3つ目の柱の「人材の確保・養成」という観点でございますが、具体的には4ページの方に①から⑥ということで、この人材確保・養成の対応策の具体的な点を掲げておりますとともに、実際には職員の質の向上はもとより、今回の教訓を活かした国際協力や新たな安全規制インフラの国際展開までも視野に入れた研修機関として、「国際原子力安全研修院（仮称）」の設置というものを検討するということがございます。

あとは、4ページの4点目はそれへの移行の準備ということで、来年4月に新組織を設置することを目途に準備をする準備室を立ち上げるということで、実際には内閣官房の中に準備室が立ち上がったということがございます。

この中身につきまして、少しイメージを持っていただくという意味でまとめておりますのが資料5でございます。これが、「原子力安全規制に関する新組織のイメージ案」ということでございます。左側が現在の原子力安全行政組織ということで、内閣府の下の原子力安全委員会、あとは一部、核セキュリティの原子力委員会、そして経済産業省の中の原子力安全・保安院、この主に2つのものに更に文部科学省と国土交通省の規制等の業務を一元化いたしまして、環境省の下に原子力安全庁と原子力安全委員会を置く。このようなイメージというものでございます。

資料6は、現在の原子力安全規制関係の組織の概要を、より詳しく書いているものでございますが、内閣府、経済産業省、文部科学省、国土交通省、そしてそれらに関係しております独立行政法人も含めた形で掲げております。また、下の方には厚生労働省、環境省、農水省、国土交通省、国家公安委員会等、これは関係する省庁もこのくらいあるわけがございますが、そういったところの全体像を示した図ということがございます。

大変急いで恐縮ですが、資料の7が「IAEA に対する日本国政府報告書」ということでま

とめているものでございます。IAEA に対します日本の報告書は 2 回出ておりまして、6 月と 9 月の 2 回出ております。

この 6 月の報告書の中で今回の事故の教訓、28 項目というものがとりまとめられまして、9 月の報告書ではその教訓への取組みの進捗状況というものを改めてとりまとめております。この資料の 7 では、それぞれの項目の 6 月の報告書と 9 月の報告書を並列する形で並べているものでございます。特にこの 28 項目のうち、今回の顧問会議の審議に係るであろう 14 項目をピックアップさせていただいてとりまとめております。

まず 1 点目は (13) の「シビアアクシデント対応の訓練の強化」ということで、これまで実質的な訓練が十分に行われてこなかったという反省を踏まえて、今後シビアアクシデント対応の訓練を強化するということが主要な点でございます。

アンダーラインを引かせていただいているところが今回の主要な点ということで、これは今回の会議用の資料ということで引かせていただいております。

2 点目は、(15) の「緊急対応用資機材の集中管理とレスキュー部隊の整備」ということでございます。主な内容は 2 ページになろうかと思いますが、過酷な環境下での緊急事態の支援が円滑に行われるよう、緊急対応用資機材の集中管理や、これを運用するレスキュー部隊の整備を進めるということ。これは 9 月の下の方ですが、新しい安全規制組織においてはこの危機管理対応の体制をこういった観点からも強化をするということです。

次に、(16) の「大規模な自然災害と原子力事故との複合事態への対応」ということでございます。ここでは、適切な通信連絡手段や円滑な物資輸送、物資調達などを確保できる体制や環境の整備、それから原子力事故が長期化する事態を想定した対応では人員の実効的な動員計画の策定といった面での対応の強化というようなこととすとか、オフサイトセンターという、これは施設の近傍で政府が対応するための施設でございましたが、今回地震等の影響でそれを移転せざるを得ないような事態があったわけですが、そういったものに関して直ちに代替施設が利用できるような体制の整備ということがございます。

3 ページでございます。「(17) 環境モニタリングの強化」でございます。従来は緊急時の環境モニタリングは地方自治体の役割とされていたわけですが、今回の一番大きな反省点を踏まえまして、今後は国が責任を持って環境モニタリングを確実かつ計画的に実施する体制にするということで、新しい安全規制組織に環境モニタリングの司令塔機能を担わせるということでございます。

(18) は「中央と現地の関係機関等の役割の明確化等」ということで、意思疎通や情報伝達体制などの整備の件などがございます。具体的にはテレビ会議システムといったものも含めまして、緊急時の指示や情報収集が確実にできるような整備ということが指摘されております。

(19) として「事故に関するコミュニケーションの強化」ということで、これは周辺住民等に対して事故の状況や対応に関する的確な情報提供、または放射線の影響についての適切な説明などの取組みを強化していくということなどでございます。そのためには、いろいろな教育や訓練ということも重要だという指摘でございます。

それから (20)、これは「各国からの支援等への対応や国際社会への情報提供の強化」ということでございます。国際対応ということに関して、各国のコンタクトポイントをあらかじめ明確にしておくことなど、国際的な通報制度のしっかりとしたものをつくっておく

ことが必要だということでございます。

(21) になりますが、「放射性物質放出の影響の的確な把握・予測」ということでございます。国の方では、ここにあります緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム、SPEEDI というものがあつたわけでございますが、今回放出源情報が得られないためにうまく機能することができなかつたということもあります。今後そういった放出源情報が確実に得られるような計測設備の強化ですとか、効果的に活用する計画を立てること、または SPEEDI の活用結果の情報は当初から公開をするという点が重要だということございまして、この SPEEDI については新しい原子力安全規制組織が運用を担うということでございます。

「(22) 原子力災害時の広域避難や放射線防護基準の明確化」ということでございます。7 ページの方にならうかと思ひますが、今後の防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲、と呼ばれているものの在り方も含めた原子力防災対策の指針の見直しというものが開示されておりますが、そういった新しい対応についての検討をして明確化していくということでございます。

(23) は「安全規制行政体制の強化」ということで、ここにつきましては先ほどまで御説明させていただいた点で、6 月の報告書の段階でこの見直しを行うということを表明いたしまして、その後の進捗を9月の報告書の方に書かせていただいているものでございます。

あとは、8 ページでございます。(24) というところで「法体系や基準・指針類の整備・強化」ということで、これまで安全委員会の指針という形で定められたものですが、ダブルチェックということのシステムが変わるということで、今後はそういったものの新たな体系の中での基準等の整備強化というものが必要になってくるというものでございます。この中では、特にバックフィットなどの問題、新しい基準を過去のものに適用するという点なども非常に重要になってくるということでございます。

(25) が「原子力安全や原子力防災に係る人材の確保」ということで、ここもちょっと繰り返しでございますが、人材の確保ということで、特に新しい安全規制組織の中では国際原子力安全研修院の設立などの検討を行ひまして、職員の質の向上や国際協力の支援をやっていくということでございます。

(27) は「リスク管理における確率論的安全評価手法の効果的利用」ということで、今後は不確かさに関する知見も踏まえて確率的な安全評価手法というものを積極的かつ迅速に活用して、それに基づくアクシデントマネジメント対策を含んだ安全向上策を構築していくということでございます。

最後に (28)、これは「安全文化の徹底」ということございまして、10 ページの線を引いた部分になるわけでございますが、原子力安全に携わる者は絶えず安全に係る専門的知識の学習を怠らず、原子力安全確保上の弱点はないか、安全性向上の余地はないかとの吟味を重ねる姿勢を持つ、そういった安全文化の徹底に取り組むというものでございます。

早口になってしまひましたが、以上が IAEA に対する報告書の中でまとめられた、組織以外の点も含めたいわゆる教訓というものの主要な点でございます。

それでは、改めまして資料番号は振っておりませんが、冒頭に大臣から御指摘がありました5つの点についての論点ということでまとめさせていただきました。資料番号はござ

いませんが、「原子力安全規制に関する組織等の改革—基本的な考え方と検討課題」という、上の方に配布しておりました1枚紙でございます。枠に囲った5つの点が論点で、それに対する検討課題を書き上げてみたものでございます。

「規制と利用の分離」ということの中では、この反省点ということは経産省の下にあった保安院がある構造では利用への配慮があったのではないかという国民の批判に応じてこの分離は最重要だという点でございます。

あとは、「一元化」の観点でございますが、一元化することで規制機関としての一層の機能向上を図る。ここの中の論点では、限られたリソースを活かして機能向上を図るには一元化が必要であるということ。保安院と安全委員会の役割は重複していて、責任が不明確な点があったということで、IAEAも両機関の役割の明確化を図るべきという勧告があったという点。一方、科学的専門的な知見を提供する機能については一層の向上を図る必要があるという点でございます。

3点目、「危機管理」の関係でございます。これは、新組織の重要な役割と位置付けるという点でございます。そのための体制整備が必要なわけですが、1つは平時から備えるということも含めて「緊急事態専門官」というものを新設していくということ。それから、実力部隊、実際には自衛隊、消防、警察の支援も得たプラント対応や被災者支援、対外発信も含めて、政府の総力を結集して俊敏に対応することが必要だという点であります。このためには、内閣の責任の下で迅速に意思決定を行い、実行に移す組織が必要であるという点であろうかと思えます。

4点目は「人」の問題で、ここは組織文化の変革と優れた人材の養成・確保に努めるということでございます。これは冒頭大臣からもお話がありました、原子力をめぐる厳しい情勢などから人材の養成・確保に困難が予想される部分がありますが、安全に真正面から真摯に取り組む組織文化の形成を行い、そして魅力あるキャリアパスの確立ということで、若手職員の独自採用から国際協力までを視野に入れた研修機関の設立ということ。それから人事交流の在り方、こういったものを検討していくことが必要だろうということでございます。

5点目ですが、「新たな規制の仕組みの導入など」ということで、新しい安全規制の強化という観点です。バックフィットということで、新しい基準を過去のものに利用する点。それからシビアアクシデント対策、これも従来は法令上の義務付けはなかったわけですが、そういったものについて「法令に基づく規制」として強化をする必要があるのではないかという点。それから、国内外から信頼される規制機関となるためのルールに基づく透明・客観的な規制の確保ということをどのように確立していくかという点が重要ではないかということで、論点といえますか、検討課題としてこのようなものを掲げさせていただきましたので、是非いろいろな御意見をいただければと思います。

ちょっと早口になりまして恐縮でございますけれども、以上でございます。

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、これから御審議に入っていただきたいと思いますが、第1回目でございますので、まず今、坪井副室長から御説明のありました資料及び大臣が最初にごあいさつで述

べられました5つの重要なポイント、それをまとめたペーパー、そういうことの中での御質問であるとか、あるいは御意見であるとかというのをいただきたいと思いますが、50分強ぐらいしか時間ありませんが、今日のところはそのぐらいの中で御意見をいただきたいと思います。

なお、飯田委員から御提出の資料がございますが、これはそれぞれの委員の方々もある意味で考えをまとめたものを資料に提出していただいてもよろしいかと思うので、私自身も次回に提出したいと思っておりますが、他の先生方も、もしそういう御意見がございましたら、余り長文のものになると大変でしょうけれども、簡潔なものでおまとめいただいて提出していただけると、次回の御意見を伺うのに助けになるかと思えます。

そういうことで、これからは一応先ほどの御説明の資料を中心にしますが、飯田委員におかれましては提出の資料を御説明いただいてもいいですし、あるいは次回にまたこれを改めて御説明いただいてもよろしいかと思えます。

それでは、これからは御質問あるいは御意見のある方はお知らせいただきまして、指名させていただきますと思います。

それでは、飯田委員どうぞ。

飯田委員

資料の説明というよりは、いただいたこの5つの課題に沿いながら、適宜、出したメモを引用させていただくような形にしたいと思います。極めてシンプルですので、次回以降はもうちょっときちんと各論に踏み込んでいきたいと思えます。

まず、1点目としては、この5つの論点に入る前の話として、組織としてまだ原子力安全庁という言葉が仮称となっておりますので、やはりその言葉のところから名称を果たしてどうするのかということをもまず議題としてしっかり載せていただいた方がいいのではないか。原子力安全審議会の方もそうです。

私も昔、いわゆる原子力安全側にどちらかと言うと身を置いておりましたが、この言葉は結構、原子力ムラの中では嫌がられているという部分もあるんですが、国民から見ると原子力安全・保安院がそうであったように、安全だと言いくるめるかのような言葉にも受け止められるわけですね。ですから、名は体を表すというか、まさに正名論から考えても、「規制」という言葉がしっかり入っていた方がいいんじゃないかと提案します。いわゆるNRC、原子力安全規制委員会もそうですし、スウェーデンのSKI(Swedish Nuclear Power Inspectorate)、ニュークリア・スウェディッシュ・シェルラー・クラブト・インスペクトレイトとか、これは規制というよりも検査監督という意味ですけれども、そういう言葉をしっかり背負った組織がそういう緊張感のある仕事をするという意味では、単純に安全だよというふうな一歩間違えれば、いわばこれまでの安全・安心の言葉だけではない話で、しっかり自分たちは規制をするんだというミッションが組織名称に入っていた方がいいのではないかということをも、私自身御提案申し上げたいというのが1つです。

それから、2点目の一元化のところ、これはちょっと細かいことなんですが、経産省の総合資源エネルギー調査会の中に原子力安全保安部会というのがあったかと思うんですが、あれは統廃合というか、当然廃止をしていただくということは、要は日本人というのはつい関東軍をつくりがちなので、関東軍をつくらぬ余地を残さないというのはやはり

必要だろうと思います。

それから危機管理のところなんです、危機管理のことに関しては2点ありまして、私が添付したメモのこの下側の図ですね。これはかなり切り貼りしていますが、私は震災が起きた日はドイツでずっとインターネットを見ていて、震災が起きた日の夜10時35分にこの黒枠で囲った東京電力からの情報ということも、メルトダウンがもう起きている可能性があるという評価が起きていながら、官邸は結局、全く動けなかった。これは、原子力安全・保安院にしる、原子力安全委員会にしる、原子力の専門家が何もアドバイスができなかったのではないかとみています。

この点については、いわゆる危機管理というと何か硬い抽象的な言葉で逃げてしまうのではなく、原子力の専門家が全く専門家としての仕事を果たせなかった、という事実をしっかりと確認しておく必要があります。私はドイツにいてこれを見た瞬間に背筋が青くなりました。メルトダウンですよ、当日のうちに。しかしながら、翌日になっても原子力安全委員長は水素爆発が起きないという非常に能天気なことをおっしゃっていた。

この大きな乖離から出発しないといけないということで、改めて確認をさせていただきます。もう一つ、翌日だったと思いますが、アメリカ政府が50マイル圏外は待避という命令が出たのですが、日本はわずかに3キロ圏内待避でしかなかった。これは日本の組織、特に官僚組織に多いことなんです、人々の安全よりも秩序維持を優先するという組織文化があるんですね。これは、絶対に廃止しないといけないと思います。

人の命が一番だという組織文化をつくらないと、メルトダウンしたときにたかだか3キロとか10キロの待避で間に合うわけがないのです。また、SPEEDIが公表されなかったのもそうですね。この組織文化の是正は非常に重要だと思います。単に危機管理ではなくて組織文化、取り分け人々の命を大切にするんだという話にも関係するので、それをぜひ強調しておきたいと思います。

あとは細かい点が幾つかありますが、いろいろありましたけれども、全部説明するのもあれですので、強調したいのはとりあえず以上です。

松浦座長

ありがとうございました。今、御指摘の点について事務局から答えを聞いたりしていませんと時間が全部なくなりますので、今日のところはそういう論点をお述べいただいたということで、この会議の中でその論点についてのいろいろな御意見をお互いに出していただくということで進めたいと思います。

その他の方々から御質問なり、あるいはどうぞ。

飯塚委員

この5つの中に入っていると言えに入っているんですけども、ちょっと違う観点から見たときに、組織の形態とか管轄権とかという位置付けを決めると同時に、その組織が持っている能力と言いますか、特に持っていなければならない技術的能力についても言及すべきだと思います。メルトダウンが起きていることをわかっていて、それでもその情報を表に出さなかったのか、本当によくわからなかったのかでは全然話が違うわけですので。

私は、わからなかったかもしれない、あるいは確信を持てなかったかもしれないという

ことを意味しています。中で何が起きているかということについてきちんとした因果連鎖についての知識を持っている、あるいはシミュレーションできるということ、何らかの判断ができるというような技術的能力としてどのようなものが必要であるとか、リスクについて工学の分野では、発生確率と致命度と、もし加えるならばそれが起きていることを検知する度合い、検知できれば対応できるからですけれども、そんなことから判断してきたのですが、こういう判断を的確に行うためにどのような技術的能力が必要か。

100 万年に 1 回しか起きないけれど、起きれば致命的なとき、あらかじめどのぐらいの備えをするのかについてある種の判断基準を持っていないと、組織が独立していて、一元管理ができるようになっていても、具体的に的確な手が打てなくなる可能性があります。

あるいは、バックフィットという話が出ましたが、そのとおりで考慮すべきです。新しい基準を遡って適用してもよいけれど、ではどの程度であったらどのくらいさかのぼって直すんだということに関して、ある種の定量的な基準がきちんとできていなかったら、結局は的確に適用できない。

ただいまご指摘のあった文化・価値観に関しても同じようなところがありまして、具体的に安全文化と言っても、どういうことに関してどんな判断ができなければいけないかということに関して、組織としてこんな価値基準を持っていないといけないということを、新組織が具体的に持つべき能力として整理しておきたいと感じます。それがあってはじめて、独立して一元化して新しい危機管理等の仕組みができ上がることによってうまく動いていくのかなと思うわけで、そのベースになるところを検討することが必要かと思いました。以上です。

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、高橋委員お願いします。

高橋委員

まず、感想を若干申し上げます。今、飯田委員がおっしゃいましたが、原子力規制が肝心なところで空洞化しているのではないかと、こういう御指摘がありましたけれども、実質論を少し飯田先生などから御紹介いただきたいと思います。私も規制を多少見てきたこともありますが、本当はどうなんだというところの中身に踏み込んだ議論をしたいと思っています。

また、原子力安全委員会の話が今、出ましたけれども、一体あのときに官邸と原子力安全委員会の中ではどういうことになっていたのかということがわからないと、これは評価のしようがないわけでございます。この辺も少し時間がたって冷静な議論をしたときにちゃんとした評価をすべきであると思っています。このような観点からは、今やるべきことと、追い追い時間がたってからやるべきこととがあるのではないかと、ということをもまず第 1 点として申し上げたかったということです。

それから第 2 点、これからちょっとこの 5 点について意見を申し上げたいと思いますが、「規制と利用の分離」、これは全く大賛成でございます。法律学でもこの問題は原子力行政の課題であるということは昔から言われていて、ただ、原子力安全・保安院ができたとき

に経産省の中では推進と分離が分かれた、ある種そこでとどまったということがあの当時の到達点としてやむを得なかったことだ、というふうに我々は受け止めておりました。ただ、今回、完全に経産省から分離されたということは大きな成果だろうというふうに思います。

2番目ですが、一元化、これも私は賛成ではございます。ただ、1点、安全委員会、自分がやってきたからこれを申し上げるわけではないんですが、原子力事故が起きた度に、安全委員会をずっと強化してきた。原子力委員会から分離し、安全委員会をつくり、かつ強化してきたという歴史があるわけです。泊のときも、実は安全委員会を統合すると言いながら、最終的に安全委員会のチェックをもらったと、こういう経緯があります。

ですから、第三者的な監視機能をどういうふうに一元化された組織の中にビルトインするのかということはいはれからの重要な課題である、と私は思っております。原子力安全審議会という形で組織化されることもいいと思いますが、ただ、この組織に監視機能、独立した監視機能をきちんと持たせるべきであると思っています。

例えば、規制調査という機能が今、原子力安全委員会にあります。その規制調査権限をより強化して、かつ事務局はできれば環境省の官房に置いていただきたい。原子力安全規制委員会に置くのではなくて、事務局は環境省の大臣官房に置いていただいて、かつ、例えば会計検査院であるとか、独立した機関から事務局を派遣していただく。当然、環境省の役人も入っていただいて結構だと思いますが、独立した公正取引委員会のような第三者機関の経験を持った人間も含めた形で、しっかりとした監視機能を持てる組織にさせていただくというのが重要なんじゃないか。

実は、国会審議を見ましたら、国会同意人事にするという細野大臣の御発言がございました。それだけ権威ある監視機関として権限をきっちり持たせていただければありがたいというのが2番目です。

それから「危機管理」、これも非常に重要なことです。ただ、私は、これは内閣もしくは担当の大臣がしっかり政治的主導でやっていただきたい。そういう意味では、安全審議会は助言でいいと思います。むしろ、監視機関ですから、助言も不要かもしれません。予め任命された専門家がきちんとバックアップする体制が取れば政治主導で自衛隊との連携であるとか、必要な動員体制を組める政治家がきちんと判断していただければよろしいのではないかと、思っています。

最後に申し上げたいのは、「人」の問題というのも極めて重要です。この点については、予算配分権限をどうするのかということが大きな話だと思います。今までの推進の研究から安全研究に重点を振り向ける体制をつくるのかということも重要で、私は、第三者機関にある種の安全研究の配分権限を固定的に与えるようなシステム、恒常的に与えるようなシステムをつくるべきであると考えます。政治に動かされるのではなくて、きちんと安全なものにはこれだけお金が要るということを保障できるような体制、予算配分権限を確保していただければありがたいと思っています。以上です。

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

いろいろ今ありました御意見にも同意するところが多いんですが、1つやはり組織を今度おつくりになるに当たって、多分これは急いでつくりたくないといけない。つくった上で、いろいろな問題をその後である意味では修正しながらアップデートしていくという、そういう余地をしっかりと中に組み込んでおくということが私は重要なんじゃないかと思いません。

例えば、1つの庁が、環境省の中にできる訳ですが、環境省の文化として安全庁をしっかりと染めていくということが私は重要じゃないかと思えます。ただ単に保安院がぼっと看板を変えてこちらへこられたのでは困るんですね。やはりしっかりと国民の目線でどういうことが必要とされていて、何をどうするかということをご自分でつくり上げていく。

そのために、審議会についても御承知のように各省によってそのカルチャーがまちまちですよね。半分結論がきまっているようなところにアライヴづくりでおやりになるような審議会もいろいろあって、そういうようなものには絶対にしない。やはりここにも第三者と言うんでしょうか、広く国際的な視点も含めて監視をしていただくような仕組みが必要なんじゃないかと思えます。

それから、「一元化」の問題で私が大変気になっていまして、やはり情報をいかに集約して、それを一般国民にきっちりした形で開示していくか。またはリスクコミュニケーションをどう図っていくか。こういう部分も非常に重要ですが、先ほどのモニタリングに関しては司令塔機能、SPEEDIも含めて司令塔機能はここにくるけれども、実際のモニタリングはこないということなんですか。そういうことだと私は大変不安で、実行部隊が司令塔の言うことを聞かないというのはよくあることなので、本当に大事なときにきっちりという面での体制が確保できているというような仕組みをあらかじめ御準備いただきたいと思えます。

それからもう一つは人材育成なんですけど、何か研修院をおつくりになって、いわば常時職員のレベルアップを図る。これも結構なんですけど、やはり大学における原子力工学がキッチリ支えていくことも必要でしょう。というのは申し訳ない言い方なんですけど、今、大学の原子力は劣化しているように思えます。学生が希望しない。したがって、東大も一時は「原子力工学」という名前をやめて「システム量子」などという、判り難い名前に変えたり、最近またいろいろと工夫はしているようなんですけど、やはり国全体として一体どれぐらいの人材を確保していくことが必要なのか。これは大学レベルだけではなくて、またその現場に入って働く方々や、作業員の方々の確保というのも大変なことだろうと思えます。

そういうものも含めて、原子力をもし進めていくとすれば、しっかりした長期的なグランドデザインが必要な分野ではないかと思えますので、これを安全庁だけで勿論やるということではできないと思えます。文科省その他を含めて国のビジョンとして考えていただくことが必要かと、とりあえずそれだけ申し上げます。

松浦座長

では、どうぞ。

北村委員

今までの先生方の御意見は、私はいずれも大変立派な御意見だと思って伺わせていただいております。

ただ、追加として一応全体に関わるような考え方を私見ですが、申し上げたいのは、この後でどんな制度ができて、それからどんな組織ができて、多分それで終わりだと考えるようなことは非常に大きな誤りだろうと思います。今、鈴木先生から若干修正見直しというような趣旨の御発言もありましたけれども、それができるように組み込んでおかないと、これだけの大変な思いをして、制度も改め、人も改め、組織も改めたんだから、さて安心だというようなことがあっては決してならないだろう。それは、どうやって適切なタイミングで見直しし、修正していけるかという、そういうメカニズムを組み込んだような設計論を考えなければいけないのではないかと考えております。

御承知のとおり、原子力は規制を一度敷いてしまうと、電力会社さんもライフサイクルの長い原子炉ですから、やはりちょいちょい規制を変えられても困るみたいな話は感情的にはあると思います。でも、一方で安全上、重要な知見が得られたら、それはやはりフットワークよく改善できるような仕組みがないとどうにもならないなということを今回痛感しておりますので、今までの御意見はいずれも私は異論ないのですが、それにプラス今の要件を考えていただければありがたいと思っております。以上です。

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、川勝さんお願いします。

川勝委員

三点申し上げます。まず、5つの基本的考え方はいずれも重要ですが、私はなかんずく大切なのは1番目の独立性ではないかと思えます。

この度の事故では、東電の情報に保安院も原子力安全委員会も政府も依存している。原発の利用者の情報に、規制の組織がもっぱら依存するという構造が明るみになりました。一例は、東電の発表でメルトダウンが5月12日になって初めて国民の共通認識になりましたが、メルトダウン、メルトスルーが現実には最初の1日のうちに起きていたことが5月12日まで関係者に知らされていなかったというのは異常なことでした。圧力容器はもとより格納器ではメルトダウンが起きていないことをずっと信じて、政府は放水を命じたのです。

こうした大失態は、日頃から原発の現場に規制に回る保安院なり、安全チェックの人たちがいないから生まれたのだと存じます。独立機能を持った者が現場にいつでも入れるようにすることが極めて重要であると存じます。

つぎに、鈴木先生が言われた人材養成にも関わりますが、IAEAへの説明は6月と9月が出されており、それは国際性が不可欠であることを意味します。人材養成のために国際原子力安全研修院をつくるのは、国際性を確保する一つかもしれません。五項目に欠けているのは、部分的には書かれていますが、国際性です。国際性に関して、IAEAへの説明資料

の 28 項目の第 20 番目で「各国からの支援等への対応や国際社会への情報提供の強化」とありますが、情報発信、情報提供についてしか書かれていません。政府部内で、事故後、海外の支援の申出に対してすぐに対応できなかったのは大きな反省材料です。私は 6 月 1 日にルース米国大使に 12 時から 7 時半までブリーフィングを受けました。彼らは協力する用意があった。しかし、それを受け入れる準備が政府部内に整っていなかったという印象を強くもちました。IAEA あるいは EPZ とも関わりますが、5 項目に通底する姿勢として、規制の国際化が必要です。

それから最後に、第 18 項目にオフサイトセンターのことが記述されています。オフサイトセンターは福島第一原発では 5 km にあり、それが機能しなかった。しかし、例えば浜岡原発ですと 2 km のところ。それに対して何も書かれていない。同センターの機能強化を図るとしか書かれていません。全国のオフサイトセンターの立地問題がないかのごとくです。今回の事故を踏まえて、私はオフサイトセンターを 20km 警戒圏域のぎりぎりのところにまで移すべきだと考えます。原発が立地する各地の現場についての問題や現場の意見を吸い上げるシステムが必要です。地域については配慮されるようなので、しっかりやっていただきたい。

以上、独立性を保つには電力会社の中に規制官が入っていけるシステムを構築すべきこと。第二に、人材養成にもかかわりますが、国際的支援並びに海外への情報提供という点に関しても国際性が必要であるということ。第三に、オフサイトセンターについては、今すぐにでもできるところがあるということ。

以上、3 点を申し上げます。

松浦座長

ありがとうございました。

では、どうぞ。

住田委員

住田でございます。今回のキーワードとしては、原子カムラの組織文化を脱するというふうに飯田委員からも言われました。私も、これは賛成でございます。

この原子カムラが意味するところというのは癒着構造であり、利害が一致している中で閉鎖的になっていたということだとすれば、今回はそういう意味では「開かれた」というキーワードを私は提案したいと思っております。

これはどういうふうに考えるかと言うと、今回の事故は想定外という言葉がかなり出ておりました。法律家から言いますと、不可抗力という言葉で許されてしまう話なんです、実は想定外であってはならなかったし、不可抗力であってはならなかった。嫌なことに対して目を閉ざしていた。安全だと言い過ぎるばかりに、そういう危機的な状況について思考が及ばないというようなことが、この原子カムラないし閉鎖的なこの世界の中で起きてきたことではないかと思えます。

そうすると、「開かれた」という意味では国民に対しても、それから他の専門家に対しても開かれるべきだろうというふうに考えています。そのために、技術的に必要なことは、このバックフィットとか、シビアアクシデントとか、そういう片仮名用語をできるだけい

ろいろな方にかみ砕いてわかりやすくまずやらないことには、この文章を1つ見たときに、私もバックフィットとお聞きしてなるほどとは思ったんです。専門用語として一言で言うとわかりやすいんですけども、でも、中身がわかるように、国民がわかるように出さないと、私は今回は意味がないと思っております。

そういう意味では、監視機関として第三者的な委員会とか機関をつくることについて反対ではございませんが、一番の監視は国民の監視であります。今回、反原発の方々の厳しい目があって、国民の信頼がほぼ失われたというふうに最初におっしゃったのであれば、国民の信頼を回復するためにも、ここでやっている言葉が専門用語であってはならないと思っておりますし、他の専門家、津波の専門家をほとんど入れていなかったことが今回露呈したわけですが、その他、実力部隊と書いてあります。どうもこの辺りとの連携をすると、そんなひどいことになるわけないという形で対策が余り講じられていなかったということも今回露呈したわけでありますので、そういう意味でいろいろな横のつながりをきちんと開かれる形で持つことが必要であると思っております。

ただし、その根本にはやはり独立ということでのきちんとした信頼感、信念等を持った人たちが集まることが大事なんですけど、この人について今、人材の養成・確保に困難が予想と、全くそのように予想しております。

こういうふうな専門家をつくるのが正しいのかどうかということは、ここは教育部門の方がたくさんいらっしゃると思いますけれども、監視するとか、それから外から見ていろいろチェックするという仕事は実は現場を知らないとできないというふうに私は思っております。そういう意味では、人材の流動化はこれから世の中で当たり前のことだと思っておりますので、余り専門家として1からキャリアパスをつくり上げるということに対して、私はいかがかと思っております。そういう意味では、国際的な交流も人材の流動化の一環としては必要ではないかと思っております。これも「開かれた」というキーワードには入るかと思っております。以上です。

松浦座長

ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

首藤委員

いただきました5つの基本的な考え方について御説明いただきまして、私として考えたことを幾つか述べさせていただきたいと思っております。

まず、1点目と2点目、「規制と利用の分離」ですとか、安全規制に係る業務の「一元化」ということについては、これはほかの先生方もおっしゃられていますとおり、従来から必要性は言われてきたことですので、私もそれは全く異論がないと申しますか、本来もっと早く進めるべきだったというふうに思っております。

ただ、ではこれまでなぜできていなかったのかですとか、今このような形になっている背景というものが本来あるはずでして、原子力安全委員会ができる時ですとか、保安院ができる時になされた議論としてどのようなものがあって、なぜこういった形になったのかということは、私は不勉強ながら十分に存じ上げておりませんので、そこをきちんと

教えていただいた上で、その課題が何か、それを克服するにはどうしたらいいのかということをも是非考えさせていただきたいと思います。

それから、3点目の「危機管理」の点と4点目の「人」の問題について、共通することですけれども、まず危機管理の役割を新しい組織に重要な役割として位置づけるということですが、そこを私は実は若干疑問に思うところがございます。確かに、何かが起こったときのプラントへの対応については原子力発電所あるいは原子力工学その他の非常に専門的な知識が必要で、その部分について多様な方というよりは、その専門の方がその能力を持って対応することが必要だとは思いますが、住民の避難ですとか、あるいは飲食物の摂取制限のような、殊、サイトの外に対する対応については決して原子力工学の能力だけが必要なのではなくて、むしろ先ほど来も御指摘がありましたように人の安全をいかに守るか、そのためにいかに大胆な意思決定をするかという、恐らく全く違う能力が必要になると思います。

もう一つ、その全く違う能力というのは決して原子力災害のときだけに必要なのではなくて、首都直下地震ですとか三連動の地震、その他、大規模な火山災害も含めて、大きな事故や災害のときには共通して必要な能力だと思えます。そのような能力を原子力災害対応のための人たちだけに与えて使うのが果たして効率的、効果的なのかということについては私は非常に疑問でして、私はそのサイト外への対応の能力の方が危機管理能力だと思っていますけれども、その能力の部分をはかの災害対応にも使わないことは極めてもったいないというふうに思います。

その意味で、そのサイト外対応の能力を新しい組織にどこまで与え、それ以外の共通するものとしてほかに何か担うべき組織、その他がないのかということについては是非考えたいというふうに思います。

そのことが4点目の「人」にも関わるんですけれども、先ほど住田先生もおっしゃりましたが、私も原子力の分野の中で専門家、あるいは専門的な能力を育てていくだけの形というのは非常に危険だと思っております。先ほど申し上げた他の災害でも活かせる能力も含めてやるのであれば、他分野の能力や人材の活用ですとか、より一層の開かれた人材の交流ですとか、そういったことが必要ではないかと思えます。その意味で人の育て方、人材の育成の仕方についても閉じた形ではないようなやり方がいいと思います。

それから、最後の5点目の安全規制の強化というところですが、この部分で少しきちんと概念整理をしていただきたいのは、規制の強化という言葉の意味をもう少しはっきりしていただきたいと思えます。こと細かに手取り足取り全部ルールを決めて、それを一つひとつチェックするということが規制の強化なのかどうかということは私は非常に疑問でして、安全を担保するために厳しい目で見ることが重要ですが、細かくルールをつくって一々見ていくことが規制の強化ではないというふうに私自身は認識しております。

その点を是非議論していただいて、その共通認識を持った上でどのぐらいの規制権限を与えるのかということについては是非議論していきたいと思えます。以上です。

松浦座長

ありがとうございました。

井川委員、どうぞ。

井川委員

今まで伺っていて気になったことは1点だけで、レッテル張りということが結構今回の事故後、世間でありまして、原子カムラというのも1つそうだし、さっき飯田先生のお書きになっていたものにも、原子力規制当局の人たちの無策・無能・無責任だというかなり厳しい御指摘がありました。

ちょっと心配なのは、レッテル張りも確かにそういう側面は否定はしないんですけども、この人材の面でも今回のようなトラブルが起きると人格破壊的にレッテルを張られて、もう死んでしまった方がいいぐらいの勢いで言われるということになると、そこまで私はひどくはなかったと思っているんですけども、人材は集まるのだろうかということがあります。

原子カムラという批判も勿論あるんでしょうけれども、ただし専門家あるいは現場に従事している人にお話を一切聞かずにやるというのもなかなか厳しい。やはりそこは開かれてやるのはいいんですけども、そこに余りレッテル張りをしてしまつて議論すると、どうも建設的な議論にならない側面もあるんじゃないかなという危惧をしています。

したがって、その人材を集めるという面でも今、脱原発とか、いろいろなレッテルの中でやられている中で、優秀な人材を募ろうにも、20年後に原発がなくなるのにその世界にあえてくる人材は果たしているのか。それから、原子力の規制に携われれば当然その原子力立地地点というのは人が少ない都市部を離れたところであつて、生活がそんなに便利じゃないところにあるケースも非常に多いという中に行かなければいけない。それから、24時間対応しなければいけない。緊急時には対応しなければいけない。少しミスがあれば無策・無能・無責任というふうになじられる。

こういうところに優秀な人材がどれだけ集められるのかという非常なる危惧を感じるところでありまして、そういったレッテルの中でやってしまうと結果的に優秀な人材が集まらず、安全規制の質が落ちる。結果的に我々国民が損をするんじゃないかという懸念があるので、できるだけ中立な冷静な議論をすべきだろうということを感じます。

先ほど鈴木先生が予算の話をして、やはり役所を1つつくるとなると予算の確保、しっかりした法の確立、それからその人材と、この3つがやはり一番重要で、予算というのは全体的に環境省の中で通常環境行政とどういう中で配分するのか。しっかり原子力安全規制分をどのぐらい取れるのかというのを確保しなければいけない。それから、法律についても原子力の規制がしっかりできるようにしなければいけない。

その意味で1点だけ、次回いろいろ論点は出させていただきたいと思うんですけども、先ほど来、1番目の「規制と利用の分離」について、このペーパーでは「分離」とあつて、細野大臣以下、何人かの方は「独立性」とおっしゃった。この違いは何なのかということで、まずここは重要なんじゃないかと私は思っております。

なぜかと言うと、政治からの独立というのをどこまで担保するのか。今の政治状況で見れば、勿論、規制について政治主導で緩くなるということはあるとは思いますが、あれは結果的に確率的なことで評価が最終的に出るとなると、確率的に安全性を見るということは一方で確率的に一定部分のリスクを受容するというのを政治の責任として判断しなければいけない。

そのときに、政治からの独立性がないという状況の中で判断すると、これは国民にとって判断がばらついたり、時には一部の方にリスクを押し付けるようなことがなきにしてもならずということも起きるわけで、こういった面を法律で独立性をどこまで担保するのか。政治からの一定の専門的知見を持って独立性を独自の判断を主張できるような根拠をどこまで持たせるのかという観点から、「独立性」か「分離」なのかというのは結構、私は用語としては実は非常に重要だと思っているということを1点申し上げたいということです。

それからもう一つ、川勝知事がおられるからではないんですが、地方の関与ということは従前から、つい最近で言えば北海道の泊の調整運転からそのまま営業運転への移行のときに、保安院の了承というものの前提に北海道知事の了解をいただくといった手続きがありましたけれども、この規制の中で地方の関与をどうするのかというのがモニタリングも含めて非常に重要になるだろう。それは、この重要な基本的考え方に入っていないのは、やはりいささか基本的な考え方として欠落、重要な点が欠けているのではないのかという気がします。

それを含めて、先ほどすぐに考えるべきこと、長期的に考えることというものの中で、中長期的に考えるべきことと、直ちに今回の数か月の間で決めることを仕分けして課題をうまく分離してある程度、大枠でもいいですけれども、かなり具体的に挙げておかないと、冒頭申し上げたとおりですが、今後の議論、多分、国会まで移ったときの議論は耐えられないものになってしまうのではないかと危惧をしておりますので、その点についてだけ申し上げさせていただいて、その具体的なことについては私も次回いろいろな課題について挙げさせていただきたいと思う次第です。以上です。

松浦座長

ありがとうございました。

委員の方々に、まだ意見を言っておられない方はないですね。特にごく短く追加か、確認かをなさりたい方かおられましたらどうぞ。

では、少し短目をお願いします。

飯田委員

今、井川さんが私の例を挙げられたので、一言だけ申し上げておきます。「レッテル張り」というと、またそれが逆レッテル張りになって議論を封じ込めることになりますので、避けていただきたい。そもそも「原子カムラ」という用語は東大の社会学の博士論文にもなったある種の概念体系になっていますので、しかも皆さんがある意味納得されているが故に流布しているわけですから、けっして「レッテル張り」ではないのです。

それと、「無策・無能」という言葉は確かにちょっと乱暴だったかもしれませんが、この初日の出来事は本当に私は致命的なミスだと考えます。これは、はっきり言ってちょっとしたミスじゃないんですよ。ちょっとしたミスで私はこんな乱暴な言葉は使わないので、そのレベルの言葉の揚げ足取りはできるだけやめたいというのをまず申し上げたい。

それから、ちょっと補足で先ほど住田さんがおっしゃった「やさしい言葉」はすごく大事だと思うんですが、アメリカは大統領令で93年の9月30日大統領令12866号、市民に不利に働くのではなく市民のために機能する規制システムという大統領令が出ていて、わ

かりやすい規制を持つ権利を市民が持つんだと、これはぜひ私は学んだ方がいい原則だと思います。それを受けてクリントンが98年にプレーンイングリッシュ、やさしい英語を使わないといけないということを更に言い出ししています。

これは、この原子力安全庁（仮称）なり、あるいは先ほど住田さんがおっしゃったように、すべてのいわゆる日本政府の規制的な、これは市民のために、しかもわかりやすくする、それは「市民の権利」としてあるんだというのは結構学ぶべきポイントではないかなと思ってちょっと補足をさせていただきたいと思います。

それと、「人」のことで1点、私が先ほど途中で省略しちゃったのですが、説明を聞いて気になったのは、この国際原子力安全研修院というのは箱物を想像してしまって、最初の年に事業仕分けでJICAと厚労省と経産省が3つ研修施設を持って、ひょっとして4つ目ができるんじゃないかという、そんなイメージがあるわけですが、むしろ今の時代は、どこかの研修施設に入って学ぶというのではなくて、原子力安全規制に携わる人が非常に生き生きとした開かれた国際関係性を全員が持ちながら、NRCもSKIもIAEAもすべて広がった生きたネットワークを持つという、もっとそちら側の原子力安全庁（仮称）本体の全員に関わる国際関係を重視した方が、一部研修して何か学んでくるというよりは生きたものになるんじゃないかと思います。

とりあえず以上です。

松浦座長

ありがとうございました。

細野大臣

本当にそれぞれ皆さんから、すべて本当に貴重な意見だというふうに思います。ありがとうございました。

まず、私は3月11日からずっと官邸におりましたので、本来はこういう場所でいろいろ過去のことについて言われたときに、きちんとお答えをしなければならなかったり、反省をしなければならなかったりすることがたくさんあるなと思いつつも、この場所でそれをやり出すと收拾がつかなくなる可能性もありますし、あとは検証委員会が動いておまして、そこではしっかりやられるべきところだと思いますので、そこは是非この場所ということで言うと御理解をいただければ幸いです。

それぞれ幾つかコメントをさせていただきたいんですけども、まず川勝知事からオフサイトセンターのことについて重要な御指摘がございました。EPZのことも含めて当面、来年の4月までは原子力安全委員会ですさまざまな指針についての議論をしまして、その中の重要なテーマの1つだろうと思っております。現状、放置ができるわけではありませんので、それは来年の4月からゆっくりやりましょうということではなくて、信頼性はいろいろと御評価があると思うんですけども、できるだけ早く対応すべきものだなと、勿論、承知をしていたのですが、改めて2kmというのを聞いて危機感を持ちましたので、これはしっかりやりたいと思っております。

あとは、非常に主要なところで2点、まず井川委員の方から「分離」なのか、「独立」なのかという話がございました。ここは次回以降の問題提起にもつながりますので、私の方

からこれまで検討した経緯を若干説明させていただきたいと思います。

率直に申し上げますと、分離と独立という言葉は余り分けてこれまで使っておりません。というのは、ここで言う分離とか独立の話というのは、推進サイドからのことのみについて言っております。ですから、保安院をエネ庁から分離をするということは推進サイドから独立をするということで、同じ意味で使っております。

ただ、独立ということを行った場合に、もう一つ含意が確かにこういうことを言う場合には含まれる場合があって、それが政治からの独立性というものです。これについて、若干これまでの経緯を御説明申し上げたいと思います。

この話と相通ずるものとして、原子力の新しい安全機関を三条委員会で作るべきではないかという議論がずっと長年ございました。それは勿論、検討いたしまして相当さまざまな内部の関係者、一部外部の方とも議論をして、最終的には少なくとも現段階ではそういう考え方をとっておりません。それは、これだけ大きな事故が起こり、危機管理が問題になっているときに、合議制の委員会形式というのはいざというときになかなか動けないだろう。今回もそのことを非常に痛感いたしましたので、それで三条委員会ではなくて行政庁としてという判断をいたしました。

勿論、三条委員会でも担当大臣はおります。私も原子力委員会の担当大臣もしていますが、この担当大臣の場合は一応担当するものの、直接の指示権や議論の中身にそれこそ介入する権利はございませんので、実質的に中身にはほとんどタッチいたしません。ですから、三条委員会の担当大臣と行政庁の担当大臣はその意味ではかなり色彩が違うというのも事実でございます。

それもわかった上で、危機管理のときにはやはり議院内閣制においてさまざまな重要決定を内閣ですするという仕組みが我が国ではとられている以上、担当大臣がしっかりとコントロールできる体制を整えるべきだろうという考え方の下で行政庁という考え方をいたしました。

こういう説明をすると、逆に先ほど井川委員の方から御指摘があったとおり、さまざまな安全の規制について政治家が関与することは、ねじ曲げられることにつながるのではないかと懸念がございます。そこまではおっしゃっていないですか。そういう懸念がよく示されるケースがままある。

それに対してなんですが、そこが法律的にも技術的に安全基準が専門家によってきちんと評価をされるというところは、何らかの形で担保する方法はあるだろうし、やらなければならないというふうに考えています。

それに加えて、専門家という意味で言うならば、それとはまた別の形で、事務局はできれば原子力安全庁ではなくて環境省の官房に置いて技術的なさまざまな、言うならば第三者的な意見を言える原子力安全審議会的なるものですね。どういう名前を付けるかは別にして、そこをつくることによって総合的にいわゆる客観性が維持できるような仕組みをつくり、いざ何か大きな災害があってやらなければならないときにはコントロールできるような政治的な責任体制もとっておく。

これがこれまでの考え、我々が議論した中身で今回提示をさせていただいているものでございます。ここは、恐らくさまざまな議論があると思いますので、現段階の考え方ということで御説明を申し上げますので、今後いろいろ皆さんから積極的な御意見をいただ

ればと思っております。

もう1点だけ、短く申し上げます。鈴木委員の方から、モニタリングの司令塔のみで機能が一元化しないことに対する懸念が示されました。これも、重要な御指摘だと思っております。資料3をもう一度ごらんいただきたいと思っております。先ほど坪井副室長の方から資料3についても御説明をいただいたんですが、行政文書ですので若干まどろっこしい表現になっておりますので簡潔に申し上げます。

要するに、この安全規制の見直しを2段階で考えていこうというのがこの閣議の決定なんです。第1段階は、この表紙に書いてあるようなこういう5つの考え方の中で来年4月の設置を目指す。第2段階として裏面、ここで中長期的な原子力政策であるとか、さまざまなエネルギー政策の見直しや事故調査委員会の検証を受けて、例えばその下に書いてある中長期的な取組みとか、安全確保とか、安全規制に係る人材の確保とか、そういうことについて再度議論をして平成24年末、これは来年末ですね。ですから、第2段階で約1年をかけて再度議論をして成案を得るということをやるという考え方をとっています。

その中で先ほど鈴木委員が御指摘をされたようなモニタリング機能をどうするのかとか、あとは更に一步踏み込んで言うと、原子力に関してのさまざまな、それこそ研究開発に関わるような機能もございまして。

1つだけあえて踏み込んで具体例を申し上げますと、放射線審議会のようなものをどう考えるのか。それはあくまで研究開発なので別だという考え方もあるでしょうし、逆にそういう基礎的な放射能に対するさまざまな検討も行われる方が幅のある原子力安全機関になるという考え方もあると思っております。ここはいろいろな考え方が恐らくあり得るだろうと思っております。どこまで一元化をするのかという議論は、皆さんにそれぞれ御意見をいただいて、来年の4月にどこまで一元化をするのか。その後、更に一元化が必要ならばそういう辺りをどう議論するのかというのは、是非この場所で積極的に皆さんの方から御提起をいただければ、それを踏まえて更に政府側としてどういう法律を出せるのかという検討に入りたいと思っております。

すみません。説明が長くなりましたが、特に後段の2つの独立性の問題と一元化の問題というのは、この1丁目と2丁目の問題でございまして、私の方から冒頭で御説明ということで申し上げます。

松浦座長

どうもありがとうございました。

大臣の御意見をいただいて、ちょうど最終の時間になりましたので、今日のところの御議論は以上にさせていただきたいと思っておりますが、今日まさにいろいろ重要な御指摘が各委員の方々からあったと思っております。今後の議論をより有効なものにするために、是非重要な点は事務局の方でおまとめいただきまして、次回の議論の資料というか、役に立つようなペーパーとして御用意いただけたらありがたいと思っております。

また、委員の先生方も今日のディスカッションの中からもいろいろお考えのところがあると思っておりますので、余り長いペーパーは必要ないと思っておりますが、キーポイントのところをペーパーにしてお出しいただけるとありがたいかと思っております。

私自身は今日、意見を述べるチャンスがなかったので、次回のときにお許しいただいて

ちょっとお時間をいただきたいと思います。

<議題2：その他>

松浦座長

以上で本日の審議は終わりたいと思いますが、事務局の方から何かございますか。

森本室長

本当に先生方、どうもありがとうございました。本当に貴重な御意見をいただきまして、今後の検討にさせていただきたいと思います。

事務的には、次回の顧問会議は10月27日木曜日でございますが、午後1時半から3時半ということで予定させていただいています。是非よろしくお願ひしたいというふうに思います。

ありがとうございました。

<閉会>

松浦座長

ありがとうございました。

それでは、以上の本日の会議を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(了)